

令和7年度 江戸川区立瑞江小学校 人権教育 全体計画

人権に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・江戸川区教育委員会の教育目標・基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約
- ・江戸川区子どもの権利条例
- ・江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例 等

学校の教育目標

- よく考える子
- 元気で明るい子
- 進んで物事をする子
- 思いやりのある子

人権教育の目標

人権尊重の精神のもとに、児童の個性・能力を伸長させ、他者を思いやる心を育てるとともに、規範意識をもって生活し、社会に貢献しようとする子供を育てる。

目指す児童・生徒像

- 進んで学習や仕事に取り組む児童
- 自ら考え、他を認め、よりよく生きようとする児童
- 相手のことを考え、望ましい人間関係を築こうとする児童

目標策定の方針

○生命尊重と人権教育を基盤として、豊かな心の育成、確かな学力の定着、体力の育成を図る。
○主体的、対話的で深い学び（アクティブラーニング）の視点から教育実践を見直すとともに、社会の力（地域人材等）との協働により、社会に開かれた教育活動を展開する。

人権教育に関する指導の実態把握

○未来社会を見据えた新しい学びを実践する授業づくりを目指す。
○教職員が協働して問題解決にあたり「協働型問題解決能力」を高める。

人権教育を通じて育てたい資質・能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）

- 自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解
- 人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚
- 人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

- 教科を通じて、人権教育にかかわる内容を取り扱う。
- 人権の意義・内容についての学習、法の下での平等、個人の尊重、社会規範、権利と義務、自由と責任についての学習、生命尊重の心情や態度、豊かな人間性をはぐくむための学習、自己理解と他者理解を図るための学習、自尊感情を高めるための学習、コミュニケーション能力を高めるための学習等を指導する。
- 人権課題に関わる差別意識の解消を目指した指導をする。
- 同和問題、インターネットによる人権侵害、女性、子供、北朝鮮による拉致問題といった内容について教科を通じて指導する。

学年・学級経営

- 人権教育に関わる学級経営の目標を設定し、具現化する。
- 一人一人の個性や能力を生かし、学級の一員としての存在感を味わえるようにする。
- 学級における人権上の課題の解決を図り、望ましい人間関係を育成する
- 言語環境の適正化を図り、教育環境を整備する。
- 家庭・地域社会等との連携・協力を図り、信頼関係を深める。

日常的な指導

- 道徳等の教科を通じて、人権を扱った内容の学習指導をする。
- 学校生活全体において、友達との関りをもつ機会を多く設定する。
- 体験型学習の充実を図り、感性を育む。

教科等の指導

低学年では生活科にて植物の観察や飼育経験を通して命の尊さを扱う。中学年では総合的な学習の時間と社会科にて、それぞれ働く人々について調べたり、自分たちの町調べをしたりする。高学年では社会科にて、歴史の背景から当時の偏見や差別の実態について学ぶ。

人権教育の年間指導計画作成のための方針

- 学年ごとに人権教育のねらいを明確にする。
- 学校、家庭、地域社会における生活経験などの身近な問題を取り上げる。
- 友達や地域の方などと、協力したり、話を聞いたりする交流型・対話型の学習活動を取り入れる。
- 体験的な活動を重視し、学習活動に多く取り上げる。
- 各教科の関連を図り、指導内容や方法を工夫する。

教職員の研修

- 東京都教育委員会による研修に参加する。
- 校内研修で本校の人権教育について共通理解を図る。
- 視覚教材等の有効活用を研究する。

校種間の連携

- 特別支援学級と通常学級との交流および共同学習を進めていく。
- 特別支援学校との交流を図る。

家庭・地域との連携

- 学校だより、ホームページ等で人権教育に関する方策を発信する。
- 道徳授業地区公開講座への参加を呼びかける。
- 各種体験的な活動への支援協力を要請する。
- 各部評価を実施し、指導計画の改善に役立てる。